

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
(建物内部の清掃)						
玄関ホール	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※A	○	3/W	
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。※B			
	床以外	フロアマット	日常○	除塵 真空掃除機で吸塵する。	○	3/W
		扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		
		什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。		
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
		金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。		
		手すり※5	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。		
	床(弾)⇒Cを適用 床(硬)⇒C又はDを適用 ※1	表面洗浄※C	定期○	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	○	1Y
		一般床洗浄※D	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で、汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。			
床以外	フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。			

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(硬)	風除室	8.55	日常+定期
床(硬)	玄関	39.89	日常+定期
床(弾)	玄関ホール	58.02	日常+定期
床(弾)	読書室	22.89	日常+定期
床(硬)	待合室(支所)	50.90	日常+定期
床以外	玄関ホール	58.02	日常のみ
床以外	読書室	22.89	日常のみ
床以外	手すり	6.62	日常のみ
床以外	フロアマット	4枚	日常のみ

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本	市特記	
一般	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)			
	床(硬)					
	床(絨)		除塵 真空掃除機で吸塵する。※2			
	床以外	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。			
	職員休養室・仮眠室	床(畳)	除塵 ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※E			
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭きをする。※F			
		床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		
		床(絨)		除塵 真空掃除機で吸塵する。		
	更衣室	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		
		衛生消耗品	補充	水石鹸等を補充する。		
	洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。			
事務室	床(弾)⇒A及びCを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	※Cと同様	○	1Y	
		一般床洗浄(B)	※Dと同様			
		補修(※G)	① 空バフイング 汚れの目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフイングし、汚れを除去する。 ② スプレーバフイング (1) 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 (2) 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	○	1Y	
床(絨)	定期◎	全面クリーニング ※H				
			① 真空掃除機で吸塵する。 ② 水溶性、油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③ シャンプークリーニング方式、ドライフォームシャンプー方式、ボンネットバフ方式、エクストラクション・ホットエクストラクション方式、パウダークリーニング方式、ツーステップ方式等のいずれを採用すべきかを検討し、適正洗剤を使用したクリーニングを行う。 ④ 乾燥後、パキユームをかけ、パイルを立ててセットする。			

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(弾)	事務室(支所)	85.85	定期のみ
床(弾)	事務室(コミソ)	34.93	定期のみ
床(弾)	休憩室	9.00	定期のみ
床(弾)	更衣室	12.11	定期のみ

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期	
				市基本記	市特記
会議室	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	2/W
	床(織)		除塵 真空掃除機で吸塵する。※2		
	床(畳)		除塵(※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)	○	
	床以外 扉※3		拭き 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。		
	床以外 衛生消耗品		補充 水石鹸等を補充する。		
	床以外 洗面台・水栓		拭き スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A) ※Cと同様 一般床洗浄(B) ※Dと同様	○	1Y
床(織)	定期◎	全面クリーニング ※Hと同様			
廊下・エレベーターホール	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	3/W
	床(織)		除塵 真空掃除機で吸塵する。		
	床以外 手すり※5	日常○	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A) ※Cと同様 一般床洗浄(B) ※Dと同様	○	1Y
	床(織)	定期◎	全面クリーニング ※Hと同様		

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(弾)	団体活動室	50.47	日常+定期
床(弾)	会議室(支所)	41.65	日常+定期
床(弾)	会議室(ロビー)	35.00	日常+定期
床(畳)	和室	32.66	日常のみ
床(弾)	和室(踏込)	3.78	日常+定期
床(弾)	大ホール・ステージ	221.75	日常+定期

床(弾)	廊下	59.97	日常+定期
床以外	手すり	32.56	日常のみ

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本記	特記	周期		
							市基本記	特記	
便所・洗面所	床(弾) 床(硬)	除塵	※Aと同様	床全面をモップで水拭きをする。	○		1D		
		全面水拭き							
	床以外	ゴミ箱	ゴミ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		○		1D	
		扉及び便所面台のたて	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。					
		洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。					
		鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。					
		衛生器具	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。					
		衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。					
		汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。					
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期◎	表面洗浄(A)	※Gと同様		○		1Y	
		一般床洗浄(B)	※Dと同様						
湯沸室	床(弾) 床(硬)	除塵	※Aと同様	床全面をモップで水拭きをする。	○		2/w		
		全面水拭き							
	床以外	流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。		○		2/w	
		厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。					
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期◎	表面洗浄(A)	※Gと同様		○		1Y	
		一般床洗浄(B)	※Dと同様						

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(弾)	便所・洗面所	36.77	日常+定期
床以外	便所・洗面所	36.77	日常のみ
床(硬)	便所・洗面所(屋外)	6.64	日常のみ
床以外	便所・洗面所(屋外)	6.64	日常のみ

床(弾)	湯沸室	4.63	日常+定期
床(弾)	授乳室	2.75	日常+定期
床以外	湯沸室	4.63	日常のみ
床以外	授乳室	2.75	日常のみ

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
エレベーター	床(弾)	日常○	除塵	真空掃除機で吸塵する。		
			部分水拭き	※Bと同様		
	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。			
	床以外	壁・扉・操作盤	部分水拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。		
			扉溝	除塵		
		手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。		
		鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		
	床(弾)	定期◎	表面洗浄	※Cと同様		
	フロアマット	定期◎	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。		
	階段	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		
床(硬)		除塵		真空掃除機で吸塵する。		
床以外		日常○	手すり※5	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	
			窓台※5	除塵拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	
床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1		定期○	表面洗浄(A)	※Gと同様 ※7		
			一般床洗浄(B)	※Dと同様 ※7		
床(織)	定期◎	全面クリーニング	※Hと同様 ※7			

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期			
				市基本	特記		
食堂（厨房を除く。）	床(弾) 床(硬)	日常◎	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
	床以外	洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。			
		鏡	日常◎	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		
		窓台		除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	定期○	※Cと同様			
		一般床洗浄(B)		※Dと同様			
床以外	換気扇	定期	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び食堂設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。			
厨房	床(弾) 床(硬)		除塵	※Aと同様			
			全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。			
	床以外	流し台		洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。		
		厨芥容器		厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	定期◎	※Cと同様	○	1Y	
		一般床洗浄(B)		※Dと同様			
床以外	換気扇		拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。			
床以外	レンジフード	定期◎	拭き	次の作業を行う。 ・レンジフードの下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・レンジフード及びその周辺を除塵する。 ・レンジフード及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	○	1Y	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

床(弾)	調理室	50.35	定期のみ
床以外	レンジフード	2個	定期のみ

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
浴室・シャワールーム・更衣室	浴室・シャワールーム	床(硬)	洗浄	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機で洗浄し、水拭きする(浴槽を含む。)		
			拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。		
	更衣室	床(弾)※8	除塵	※Aと同様		
			拭き	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きする。		
	浴室・シャワールーム・更衣室	床以外	ごみ箱	ごみ収集 ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		
			扉	部分拭き 汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。		
			洗面台	拭き スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。		
			鏡	拭き 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		
			椅子・洗面器	拭き スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。		
			水栓・シャワー金具等	拭き スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。		
			排水口	ごみ収集 ごみを収集し、皿を水で洗う。		
			足拭きマット	乾燥 足拭きマットを乾燥させる。(交換する方法でもよい。)		
			脱衣箱・脱衣かご	拭き タオルで拭き、整理する。		
			消耗品	補充 指定された消耗品(石鹸、タオル、ペーパー類)を補充する。		
	床以外	天井	拭き 適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きする。			

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
喫煙スペース	床(弾)	日常	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)			
	床(硬)	日常◎	除塵 真空掃除機で吸塵する。※2			
	床以外	灰皿	日常	吸殻収集 吸殻を収集し、タオルで拭く。		
		ごみ箱	日常○	ごみ収集 ごみを収集し、容器の画面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様		
			一般床洗浄(B)	※Dと同様		
	床(織)	定期◎	全面クリーニング	※Hと同様		
	壁	日常	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。		
			部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。		
	床以外	拭き	吹出口・吸込口	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口の下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器(シャッター)及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。		
換気扇			次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。			
ごみ運搬処理 ※9	分別	中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ等は、区別して集積所まで運搬する。			
		分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。			

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

別表-香南支所

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期	
				市基本記	市特記
(建物外部の清掃)					
窓ガラス ※10			次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイージーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	○	1Y
網戸			次の作業を行う。 ・網戸は汚れの程度に応じて適正洗剤を用いて洗浄し拭き上げ、同時にサッシ部分の汚れを拭き取る。	○	1Y
屋上広場・バルコニー ※11	市民や職員一般の立入が禁止の場合	避難はしご付バルコニー	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。 ハトの糞を除去する。その他避難に支障のある汚れを除去する。	○	
		その他	機能維持(B) 排水ドレンの本来の機能を維持するための目詰まり等の取り除きを行う。		
	市民や職員一般が立入可の場合	拾い掃き(C) 巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。			
玄関回り	床	日常◎	除塵 自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	○	3/W
			水拭き 汚れの強い床面をモップで水拭きする。		
犬走り 構内通路 駐車場	床	日常◎	拾い掃き 巡回して粗ごみを拾う。	○	1/W
雨水枡		定期◎	除塵 次の作業を行う。 ・枡蓋周辺及び枡内に土砂やごみ等があれば清掃を行う。 ・掬い上げた土砂等は、積み残しがないよう注意し、指定された場所まで運搬し、路面は必ず水で洗い流す。 ・水を含んで「掬い(溝さらえ)」でさらうことができない非常にやわらかい土砂は、清掃の必要性はないので汚泥吸引車は必要としない。	○	1Y

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

窓ガラス 1階(両面)	406.88	定期のみ
----------------	--------	------

※面積は総清掃面積ですので、「両面」と記載されている場合において、記載されている面積を2倍するものではありません。

網戸1階	77.47	定期のみ
------	-------	------

床	玄関回り	23.68	日常のみ
---	------	-------	------

床	構内通路	20.80	日常のみ
---	------	-------	------

	雨水枡	47個	定期のみ
--	-----	-----	------

備考

- 1 本発注案件において、市基本仕様がそのまま適用される場合は、作業内容と周期に分けて「市基本」の欄に記載がある。市基本仕様と異なる作業内容・周期の場合は、それぞれの「特記」の欄に記載がある。
- 2 市基本仕様は、国交省共通仕様との比較を併せて表示している。市基本仕様は、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページに掲載している。
- 3 「国交省共通仕様との比較」の欄における、「◎」は作業内容・周期ともに国交省共通仕様と同一であることを、「○」は作業内容が同一で周期が異なることを表している。この場合、国交省共通仕様での当該作業の位置付けを左表に、日常清掃に該当する場合は「日常」を、定期清掃に該当する場合は「定期」を併記している。
- 4 左表の区分欄の「床」における略語の意義は次のとおりである。右表の対象諸室ごとの区分の欄においても同様である。
 - (1) 硬 硬質床をいう。
 - (2) 弾 弾性床(畳を除く。)をいう。
 - (3) 織 繊維床をいう。
 - (4) OA OAフロア(床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上の別の床を設け二重化したもの)をいう。
- 5 OAフロアの定期清掃に使用する適正洗剤は、それぞれの床の特性に合ったものを使用しなければならない。
- 6 ※が付されているものについては、次のとおり
 - (1) ※1 CDのいずれを適用するかについては、適応しないものを網掛けで表示した。
 - (2) ※2 その室の入口にフロアマットが備えられている場合は、そのフロアマットの吸塵も行う。
 - (3) ※3 ガラス扉又は木目仕上げの扉の場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (4) ※4 洗面台がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (5) ※5 手すり(窓台)がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (6) ※6 所属長室については、清掃周期を1Mとする。
 - (7) ※7 通行者(利用者)がごく僅かな場合は、清掃周期を1Wとする。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (8) ※8 幅木とノンスリップの清掃を含む。
 - (9) ※9 木製床を含む。
 - (10) ※10 仕様は次のとおりである。
 - ア ごみ中継所に集められているごみは、そのほとんどがごみ袋等で分別されている。
 - イ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器資源ごみ、古紙資源ごみごとに、定められた時間に、所定の中継所から回収し、所定の場所に分別して集積する。
 - ウ 回収業者及び回収業者への引渡し場所は、施設管理担当者の指示による。
- (11) ※11 室内側の面を含む。作業範囲及び注意事項は次のとおりである。
 - ア 1階部分(高所作業車、ロープブランコ等特別の設備をすることなく、室外側の面の清掃ができる場合は、2階以上の階を含む。)は、両面を洗浄する(2階以上の階につき両面を洗浄する場合は、右表で明示する。)
 - イ ア以外の場合は、室内側の面のみを洗浄する。
 - ウ 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。
また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。
 - エ 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、ウによる。
- (12) ※12 ABCのいずれを適用するかについては、各発注案件において明記する。

7 市基本仕様のうち、各発注案件において適用されない部分には、網掛けを付けている。

○ 市の予定価格の積算についての公表事項

- 積算についての公表事項は、高松市清掃業務委託積算要領及び清掃業務委託積算数量算定マニュアル(いずれも財産経営課(ファシリティマネジメント推進室)ホームページ掲載)によるもののほか、次のとおりである。
- (1) 歩掛りについては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領による。
 - (2) 国交省基本仕様とは異なる清掃周期としたものについても、歩掛りは、(1)の基準及び要領による。ただし、次のア～ウに掲げるものは、(1)の基準及び要領による数値に、それぞれア及びイに掲げる割合を乗じて得られた数値とした。
 - ア 国交省共通仕様で1Dのものを1Wにした場合 1.5倍
 - イ 国交省共通仕様で1Dのものを2/Mにした場合 2倍
 - ウ 国交省共通仕様で1Dのものを1M(これより少ない頻度を含む。)にした場合 3倍
 - (3) 積算に用いた日数は、清掃周期に応じ、次のとおりである。
1D=245日、4/W=196日、3/W=147日、2/W=98日、1W=52日、2/M=24日、1M=12日、6M=2日、1Y=1日
 - (4) 国交省共通仕様において「見積による」のされたもの及び国交省仕様に定めのないものについては、次のいずれかの方法による。
 - ア 参考見積を徴し、これを元に積算した。
 - イ 参考見積を徴することなく、類似の作業に係る歩掛りを利用し積算した。
 - (5) 労務単価については、国土交通省の令和4年度建築保全業務労務単価を適用している。
 - (6) 諸経費の割合については、それぞれ次のパーセントとしている。
 - ア 直接物品費率 4.5パーセント
 - イ 業務管理費率 13パーセント
 - ウ 一般管理費等率 14パーセント